

奈良県介護人材確保対策総合支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）に基づき、介護従事者の確保を図るため、多様な人材の参入促進、資質の向上及び労働環境・処遇の改善の観点から実施する事業に要する経費について、平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱（平成27年5月13日厚生労働省医政0513第8号・老0513第2号・保0513第3号厚生労働事務次官通知別紙）に基づき造成された基金を財源として予算の範囲内で介護人材確保対策総合支援補助金を交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日老発0912第1号厚生労働省老健局長通知別紙）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、別記に定める事業（以下単に「事業」という。）を交付の対象とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）又は民間団体とし、民間団体にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 事業を行う意思及び事業の具体的計画を有し、かつ、事業の内容を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる事業ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

第5条 知事は、この補助金の交付決定に当たっては、次の条件を付けるものとする。

- (1) 事業の内容について変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて財産処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 事業により取得した財産で単価が50万円以上（事業者が市町村以外の者の場合にあっては、30万円以上）の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 事業に係る関係書類の保存については、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

ア 事業者が市町村の場合 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（第1号様式）を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、補助金調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

イ 事業者が市町村以外の場合 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、知事が定める期日までに知事に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の申請を行った者は、規則第6条の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出して申請の取下げをすることができる。

（事業内容の変更等の申請）

第9条 補助金の交付の決定の通知を受けた者が事業の内容について変更（軽微な変更を除く。）を行おうとするときは、変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に定める軽微な変更は次のとおりとする。
 - (1) 計画書（第3号様式別紙2）に記載された「事業の内容」に変更が無い場合において、交付決定した支出及び収入の項目の変更と補助金額の30%以内の減額。
 - (2) 計画書に記載された「事業の内容」に変更がある場合においては、計画書の変更内容が、次に掲げるものであって、交付決定額の変更を伴わないもの。
 - ア 実施日、実施期間または実施場所の変更
 - イ 計画書に記載された「事業項目」（支出予定額の明細に掲げるもの）の変更
 - ウ 上記に掲げるほか軽微な事業内容の変更と知事が認めたもの
- 3 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助金事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払）

- 第10条 この補助金は、知事が必要と認める場合にあっては、概算払をすることができる。
- 2 補助金の交付の決定の通知を受けた者が概算払を受けようとするときは、請求書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

（指示及び検査）

- 第11条 知事は、補助金の交付の決定の通知を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（実績報告）

- 第12条 補助金の交付の決定の通知を受けた者が事業を完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は当該会計年度の末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第13条 知事は、前条に規定する事業実績報告書等を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金の交付の決定の通知を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第14条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた者は、請求書（第4号様式）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の請求書を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を交付する。
 - 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第10条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。
 - 4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対して請求するものとする。

(仕入控除税額の報告)

第15条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合は、知事は、補助金の交付の決定の通知を受けた者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第7条2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第9条の規定に違反したとき。

(3) 第11条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 7月 8日から施行する。

この要綱は、平成28年 6月27日から施行する。

この要綱は、平成30年 3月 1日から施行する。

この要綱は、平成31年 3月 1日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月26日から施行する。